科学研究費補助金研究成果報告書

平成22年 6月 4日現在

研究種目:基盤研究(C) 研究期間:2007~2009 課題番号:19530014

研究課題名 (和文) 日本中世の裁判における判決および判決理由に関する法制史的実証研究 研究課題名 (英文) A Research for the contents of court's decision recorded in

documents, and an analyses of the logic behind the legal thinking for

the reasoning or justification of decisions in medieval Japan

研究代表者

西村 安博 (NISHIMURA YASUHIRO)

同志社大学・法学部・教授 研究者番号:90274414

研究成果の概要(和文):本研究においては、鎌倉幕府の裁判所が作成し訴訟当事者に対して発給した判決文書(関東・六波羅・鎮西における裁許状=下知状)の正文および案文(写し)を主な素材として、次に示すおおよそ二つの内容に関して調査および検討を試みた。

すなわち、第一に、判決の内容が記される部分を網羅的に抽出するとともに、第二には、判決の内容が記される部分において明らかにされている「判断」(=判決の趣旨)および「判決の理由・根拠」とは、いかなる内容のものであるのか、その全体像を把握するための作業を行った。

後者の課題に関しては、前者における作業によって得られたところの、個々の判決の内容が記される該当部分に関する豊富なデータを基にして、研究代表者はおおよそ次のような関心において分析・検討を試みた。その関心とはすなわち、判決の内容は敍述上、いかなる構成が採られることによって記されているのか、また、判決の趣旨はいかなるかたちで記述されているのか、さらに、判決はそれを支える根拠として、いかなる法規範あるいはその他の理由を採用しているのか、という関心のもとに、判決の内容が全体として、いかなる程度、その論理的一貫性が担保され得ていたのか、というものである。

このことから、判決の趣旨(判旨)が構成される場合には、いかなる論理的形式が採られることにより、判旨の内容が正当化され得るための工夫が施されていたのか、という検討課題を設定した。従って、かような要請に応えるためには、個々の判決文書において判決の内容が記載される部分に関する緻密な解読作業が必要となる。

本研究課題においては、判決の趣旨はもちろんのこと、判決理由に関してもあわせて総合的に把握することを目標にして、判決理由中に記される根拠の内容に関する正確な理解を得るべく、該当部分に関する仔細な解読作業を試みるに至った。

そして、以上のような判決文書に関する基礎的な検討作業の成果を明らかにするために、一つの実験的な試みとして、判決の内容・判決の理由・判決の根拠とされた法規範などに関する、簡易なかたちでのデータ・ベース化の作業も進めるに至った。本研究課題における研究成果の一部に関しては、後述の「4.研究成果」において述べることにする。

研究成果の概要(英文): This research has pursued mainly by collecting two kinds of data, in order to analyze the ways of describing decisions issued by the courts of the Kamakura Shogunate. In this research, therefore, it is also important aspects in observing the documents that we should examine what the style of legal thinking was, and how it was worked in approaching to each judgment. Furthermore, this research has focused on and analyzed the variety of reasons applied to each decision. The data are collected from almost of all contents of decisions which we can recognize in documents remained, originally issued to a party by the court. And this research also has demonstrated the trial procedure, particularly in a case of a party's negligence of summons. It can be said that the court did not automatically give a decision in favor of a party, because of the negligence. In justice system of Kamakura Shogunate, a party of negligence would be punished by the article No. 35 of Goseibai-shikimoku, which wrote it as one of

fundamental norms. So, in traditional understanding of such case, the norm was automatically adopted, without careful investigation for the circumstances. This research, which has tried to analyzed the contents of decisions, however, can show that the court of Kamakura Bakufu had a principle for judgment. The principle was that an insistence of a party could be reasoned correctly, only when obvious fact presented to the court by a party as a certain proof, whose form was a correct document style, and which also included a sort of custom law or one of laws issued by Kamakura Shogunate.

交付決定額

(金額単位:円)

| | 直接経費 | 間接経費 | 合 計 |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| 2007年度 | 1, 800, 000 | 540, 000 | 2, 340, 000 |
| 2008年度 | 900, 000 | 270, 000 | 1, 170, 000 |
| 2009年度 | 700, 000 | 210, 000 | 910, 000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 3, 400, 000 | 1, 020, 000 | 4, 420, 000 |

研究分野:日本法制史・日本法文化論 科研費の分科・細目:基礎法学・法制史

キーワード:日本中世法・裁判・下知状・判決・判決理由・裁判規範・法規範・召文・問状

1. 研究開始当初の背景

本研究課題は、これに関連する「日本中世の法と裁判」をめぐる研究動向を総合的に把握した上で、とくに、主に次に示す研究業績を前提にして構想されるものである。

その研究業績とは、すなわち、鎌倉幕府法 (「御成敗式目」や追加法令等) に規定され る具体的な法規範が個々の判決において実 際に適用されている事例を蒐集し、法規範の 適用状況に関する検討を試みた研究、あるい は、幕府裁判の基本的な原則である「道理」 と対立する「不論理非」という考え方が同時 に裁判規範として存在していたとする研究 業績などである。従って、本研究課題は、わ ずかな業績に止まっているこれらの研究内 容を踏まえた上で、判決においては、いかな る判断のもとに、既存の法規範が適用されて いたのか、さらには、「道理」に対立する裁 判規範の存在如何の問題も含めて、その適用 の実態をより具体的なかたちで明らかにす ることを意図し、これまでの研究業績をさら に発展的に展開させようとするものである。

繰り返しになってしまうが、鎌倉幕府の法と裁判に関するこれまでの研究のあり方がどのようなものであったのかについて、今一度、確認しておこう。これまでの法制史・中世史研究の中では、鎌倉幕府法の解釈・理解に関する基礎的研究がベースとなり、法文化された特定の法規範の適用事例を、判決文書の中に見出そうとする、伝統的な研究スタイルがとられている。従って、判決の内容の中

に様々な表現が採られることによって現れる法規範を総合的に解明するという意図をもった研究成果には恵まれていない、という現状を確認することが可能である。

2. 研究の目的

そこで本研究課題においては、これまでに 得られている上記の関心や研究業績を大き く拡張することによって、日本中世の裁判に おける判決の実態を広く眺め直すことを企 図するに至った。

本研究課題の特色として強調され得ることとしてはとくに、鎌倉幕府の裁判における判決の内容、および、そこに示された判決理由に関して総合的かつ実証的に検証し直すという試みである。このことは頗る素朴な関心ではあるものの、従来の研究においては必ずしも十分には示されて来なかったところの、極めて斬新な発想を有するものといえるであろう。

本研究課題は、このように趣旨のもとで、 日本中世の裁判において作成された判決文 書を主な素材とすることにより、そこに現れ る判決内容、および、それを支える判決理由 なるものが、いかなる法やその他の事柄を根 拠として採用していたのか、という問題を中 心的な追究課題として、実証的かつ総合的に 検討することを企図する。

3. 研究の方法

本研究課題においては、おおよそ以下のよ

うな研究方法を採ることになる。

中世の裁判関係史料群のなかでも、とりわけ判決文書について重点的かつ網羅的に蒐集・整理することにより、これについての実証的かつ理論的な検討を行うことが主な課題となる。

このためには、鎌倉幕府・室町幕府、あるいは在地領主等の制定した法令を集めた『中世法制史料集』、中世の古文書に関する刊行史料集(『鎌倉遺文』、『南北朝遺文』、『中年の古文書』家わけ篇、県史・料纂集』、『大日本古文書』家わけ篇、県史・市町村史などの自治体編纂にかかる史料集(『史・あるいは、古記録に関する刊行史料集(『(第)を素材として、裁判権者等)によって作成された判決文書を蒐集・いて、本語の記述が、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、表別によいなる。また、本研究課題において、表別によいでは、本語のは、本語のでは、本語のは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、本語のでは、

とくに、鎌倉幕府が主に勝訴者宛てに発給した判決文書(下知状=裁許状)に関する検討作業を行うにあたっては、当該裁判手続の過程において訴訟当事者が作成し、裁判所を通じて相互間で交換・応酬されるに至った訴訟文書(訴状・陳状)についても、同時に蒐集・整理を行うこととした。このような訴訟関係文書については、現存する正文および案文が検討の対象として総合されることになる。

以上のように検討すべき史料群を画定した上で、本研究課題においては、日本中世における判決文書、とくに、鎌倉幕府の作成した判決文書(=裁許状)を主な素材として、1 裁判権者による「法」の適用実態(=判決が導かれるための「法的」根拠の問題)、2裁判権者が理念としていた「証拠法」的原則、に関する実証的な検討作業を行った。

4. 研究成果

本研究課題に着手した平成19年度以降、研究代表者は鎌倉幕府の発給した判決文書(裁許状)を主な対象史料として、判決の全体的な内容」、および判決が導かれるに至った際に用いられたことが考えられる「法的論理」をらるれたことが考えずでは、「判決」(判旨)の中に込められる「裁判規範」の内容、あるいは、「判決」の直接的根拠とされている文言を抽出していくという作業を進めてきた。

研究代表者は、このように、関東・六 波羅・鎮西のすべての裁許状に関する実 験的な検討作業を通じて得られた基礎 データを素材として、「判決を導く際に 用いられる法的論理」や、「判決」を直 接的に根拠付ける「裁判規範」などに関 する情報を整理し明らかにするために、 あくまで簡易なかたちではあるが、データ・ベースを作成する作業を行った。

データ・ベースの作成に関しては、時間的な制約もあり、精密な検討を果たした上で、集約・整理の作業を行うには及ばなかったものの、研究代表者が今後、鎌倉幕府の裁許状に関する総合的な研究を進めていくための基盤研究ともなり得る、有益な準備作業が完了したものと考えている。本来ならば、一次の内容を須く公表すべきところではあるが、「判決理由」、あるいは、「判決」の中で直接的に採用された法的根拠やそれ以外の要素に関する、より精緻な分析を展開していくことを検討している。

それは、「判決理由」や「判決」の直接的 な根拠とされている事柄が、果たして「御成 敗式目」あるいは、それ以降に公布された「追 加法」などの幕府法令に何らかの意味におい て依拠しているものなのか否かという、本研 究課題においては、直ちに追究すべきであっ た論点について、未だに十分な分析を果たし 得ていないという反省があるからである。そ して同時に、「判決理由」や「判決」の直接 的な根拠が、必ずしも直接的には、そのよう な「法規範」に依拠するものではないと考え られるような場合には、果たしていかなる 「根拠」が判断の前提にされているのか、と いう問題も、さらに詳しく検討されるべき重 要な事柄であったと研究代表者は理解して いる。

本研究課題においては、とりわけこの問題、すなわち、「判決の理由・根拠が、必ずしも直接的には、「法規範」には求められていない場合」に関する、仔細な解明作業が要請されていたのであるが、このことに関しては誠に遺憾ながら、上記のような甚だ不完全な成果を得るに止まっているのが現状である。

したがって、この重要な問題に関しては、 訴訟両当事者の主張内容(書面による応酬内 容および法廷における審問・応答内容)に関 する分析ともあわせて、今後あらためて総合 的な見地から追究していかなくてはならな い。研究代表者は、次なる研究課題としてこ のテーマを設定している。

本研究課題においては、あくまで実験的な 意味にしか過ぎないとはいえ、裁判所が既存 の共通ルールともいうべき「法規範」と、確 かな証拠に基づく「事実」とを、いかなる条 件・方法のもとで区別することにより、最終 的な判断内容を形成するに至っていたのか、 という課題を新たに設定してみた。

この新たな課題とは、「御成敗式目」第35 条にいう「召文違背之咎」の適用可否に関わる事案に関して、裁判所がいかなる判断形成 過程を経ることにより、最終的な判決を下す に至ったのかを検証しようとするものであった。

したがって、本研究ではとくに「召文」(一方当事者に対して応訴を要求するために訴状もしくは陳状を持参の上、本人を裁判所に出頭させることを意図して、裁判所が当該書に宛ててその旨を記して発給した文章を有した「召文」は、鎌倉時代後期(14世紀初頭頃)において、従来運用されてしたところの、一方当事者に対して訴状もしていた「問状」の役割が本来の「召文」(一方当事者に対して出頭を要求する文書)の機能を有して出頭を要求する文書)の機能の中に対して出頭を要求する文書)の機能の中に対して出頭を要求する文書)の機能の中に対して出頭を要求する文書)の機能の対明らかにされている。

そこで、本研究課題においては、かような 意味で運用されるに至った「召文」に対して、 応答および出頭を拒否する一方当事者に対 して、他方当事者および裁判所は、いかなる 対応を採っていたのかを明らかにしようと 試みた。

この結果、応訴しない当事者に対して裁判 所は、一方当事者によってなされた召文発給 の要請を受けてはじめて、他方当事者に対し て召文を発給していたこと、さらには、この 時、一方当事者が裁判所に対して召文の発給 を要請したり、あるいは、「召文違背之咎」 による処断を要求する際には、通常の訴状形 式の申状が作成され、これが相手方に対して 応答を要求する文書として提出されていた こと、そして、この要求を受けて「召文違背 之咎」の適用の可否に関する判断を迫られた 裁判所は、召文を伝達した使節(両使など) や当事者本人の応諾状況などを仔細に調査 するなどすることにより、召文に対して応答 がなされた否かに関する正確な事実を、慎重 に確認した上で、「召文違背之咎」の法理の 適用の可否を最終的に判断していたという、 一連の手続の実態が明らかになった。

このことは、単純にいえば、鎌倉幕府の裁判所が判決を下す際には、いわば「事実認定」に関する作業を正確に行った上で、該当する法規範(裁判規範)の適用可否を判断していたということである。これは、一考すれば、裁判所は極めて常識的かつ、当然の対応を採っていたものと理解することが可能であるのかもしれない。

しかしながら、いまあらためて注意を要するのは、応訴をしない相手方の状況に応じて、 応訴を求めるべく召文の発給を要請するのは一方当事者の主体的判断によるもので、さらには、三問三答を一応の限度として設定された手続過程の中で、この要求が訴状もしくは陳状という形式の文書によって行われていたということである。当該裁判手続過程の 中で継続されるべき応酬のスタイルとして、これが維持されるかたちで「召文」の発給要請、さらには、「「召文違背之咎」の適用要求がなされていたということであろう。

相手方が「召文」に応答していないという 事実がはじめて明らかになるのは、このよう に、一方当事者が裁判所に対して「召文」の 発給を要請する場合においてのことであり、 裁判所の側は、その都度確認される、このよ うな「事実」の積み重ねをもって、既存の法 規範に照らして違法状態であることを示す ところの、確たる「証拠」として認定してい たということが理解され得る。

現代の視点から観察すれば、既存の法規範が直ちに適用され得るものと考えられる事柄ではあっても、当時の裁判手続の上では、まずは「事実」を積み重ねていくことが原則だったのであり、その上で、可能であるならば、然るべき法規範の適用が当事者により主張されることによって、裁判所による最終的な判断が下されることになっていたのではないかと想定されるのである。

したがって、当時の法的思考様式の中では、 法規範の適用可否の問題にまで、いきなり飛躍して考えるのではなくて、確たる証拠となるべき関連する「事実」を積み重ねてい事とという考え方のもとに、「物」としての事実、あるいは、当事者の思考の産物ともいれに一種の「レトリック」的側面を有する証拠とでのが、重要なポイントであったのかもしれな代表者はさらに、訴訟両当事者が交わした応酬

ま者はさらに、訴訟両当事者が交わした応酬の内容をあらためて仔細に検討する必要があるものと認識しているし、また、将来的には、このたびの研究課題から得られた成果をも総合して考えていくことが必要であると理解している次第である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

- ① 西村安博「書評 岩元修一『初期室町幕府訴訟制度の研究』(吉川弘文館、2007年)」(法制史学会編『法制史研究』第58号、成文堂、査読無、2009年、pp. 203-212)
- ② 西村安博「鎌倉幕府の裁判における問 状・召文に関する覚え書きーその理解の 現状と今後の課題-」(同志社法学会編『同 志社法学』第60巻第7号、査読無、2009 年、pp. 965-1048)

[図書] (計1件)

- ① 村上一博・<u>西村安博</u>編『HBB シリーズ 史料で読む日本法史』(法律文化社、2009 年、総頁数 301)
- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

西村 安博 (NISHIMURA YASUHIRO)

同志社大学・法学部・教授 研究者番号:90274414

(2)研究分担者

無し

(3)連携研究者

無し